

## 重慶爆撃で不当決定

### 最高裁被害者側の原告棄却

旧日本軍が日中戦争中、中国の重慶市と四川省全域で行った重慶大爆撃の被害者や遺族ら243人が日本政府に謝罪と損害賠償を求めた訴訟について、最高裁第2小法廷（三浦守裁判長）は27日までに、被害者、遺族側の原告を退ける不当決定をしました。決定は25日付。

中国を侵略した旧日本軍は、国民党政府の臨時首都がわかれた重慶に1938〜43年、200回以上の無差別爆撃を繰り返しました。死傷者は10万人以上、家や店を失った人は100万人規模にのぼったとされます。2006年、東京地裁に提起した訴訟で被害者側は、当時、防御されていない都市への無差別爆撃が国際法で禁じられていたと主張。15年の一審判決は爆撃の加害と被害の事実を認めたものの、国際法違反については認定せず、「戦争被害は国家間での処理が原則で、個人が加害国に直

接請求することはできない」などとして、被害者側の請求を棄却。二審も支持しました。

原告理由で被害者側は、当時の国際法のもと起こった戦争被害をめぐり、国家に対する個人の賠償請求権を下の裁判所などが認めた例を指摘。個人も国家に賠償請求ができる」と主張しましたが、最高裁は審理を受理せず、棄却しました。

被害者側代理人の弁護団事務局によると、引き続き国家賠償と謝罪を求めていくとしています。